

令和8年度（2026年度）熊本県広域専門相談員 募集案内

1 職　　名

熊本県広域専門相談員

2 職務内容（変更の範囲：変更なし）

- (1) 障がい者に対する不利益取扱い等に関する相談に応じ、助言、情報提供、関係者間の調整、関係行政機関への通告、通報その他の通知を行う業務
- (2) 障がい者に対する県民の理解を深めるための広報その他の啓発業務
- (3) 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付随する業務

※広報・啓発業務や障がい者虐待防止業務などには外出を伴う場合があります。

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります（更新回数は2回を上限）。
- (3) 勤務地：熊本県庁 障がい者支援課内（変更の範囲：変更なし）
- (4) 勤務時間等：月20日以内、週28時間以内
　　1日の勤務時間は、午前9時から午後5時まで7時間（休憩時間は1時間）
- (5) 休　日　等：土、日、祝日
- (6) 休　暇　等：年次有給休暇あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
　　※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (7) 報　酬　等：
 - ①報酬日額 10,546円～11,165円
 - ②通勤費用 実費相当額を支給
 - ③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
 - ④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末手当、勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。
- (8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところに

よる。

- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1ヶ月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員法の適用
：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
・服務の宣誓
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限
・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等
- (12) 退職に関する事項
：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

次に掲げる要件のいずれかを満たす者

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
②障がい者を対象とした業務について一定の経験を有すると認められる者
※次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

(1) 小論文試験

公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて記述式による筆記試験を行います。（解答時間1時間）

(2) 人物試験

個別面接による口述試験を行います。

[注意：受験の際に持参するものについて]

- ・受験票、筆記用具（ボールペン、鉛筆、消しゴム等）
- ・時計は、計時機能だけのものに限ります。

7 試験日程等

- (1) 試験　日 時：令和8年（2026年）2月19日（木）午後1時着席
会場：熊本県庁防災センター5階511会議室
- (2) 合格発表　合格者の発表は、令和8年（2026年）2月27日（金）に行います。
合格者に対しては、郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページにも掲載します。<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

8 応募方法

申込手續	申込先	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話 096-333-2236
	申込方法	○申込書・受験票に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。 ○申込書から受験票だけを切り取って、官製はがきの裏に貼ってください。また、官製はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。 ○申込書及び受験票を貼った官製はがきを上記の申込先に持参又は郵送してください。郵送する場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「広域専門相談員申込」と朱書してください。 ※ハローワーク又は熊本県福祉人材・研修センターから紹介状が交付された場合は併せて提出してください。 ※精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有する方は、当該資格を証明する書類の写しを添付してください。
	受付期間	令和8年（2026年）1月19日（月）～令和8年（2026年）2月9日（月）
	持参	受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日及び日曜日は受付ができませんので御了承ください。
郵送		特定記録郵便で令和8年（2026年）2月9日（月）までに必着
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、令和8年（2026年）2月17日（火）までに届かないときは、至急、申込先まで問い合わせてください。	

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票又は合格通知書を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び 総合順位	合格発表の日 から1か月間	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課

10 採用方法等

- (1) 最終合格者については、「熊本県広域専門相談員任用者名簿」に登載し、令和8年(2026年)4月1日以降、採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和9年(2027年)3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。

【連絡先】 〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班

(県庁行政棟新館4階)

電話 096-333-2236